

事務連絡  
令和7年2月28日

各地区協議会 書記長 殿  
各都道府県空手道連盟 事務局長 殿

公益財団法人全日本空手道連盟  
事務局長 高橋昇（公印省略）

#### 全日本少年少女空手道選手権大会各都道府県予選大会の参加資格について

各都道府県空手道連盟におかれましては、全日本少年少女空手道選手権大会の予選となる各都道府県少年少女空手道選手権大会の準備に取り掛かる時期かと存じます。

そこで、大会要項を作成する際に、下記のとおりご留意くださいますようお願いいたします。

#### 記

**留意点 ・ 都道府県内在住または都道府県内在校であることを参加資格としないこと。**

**理由** 全日本少年少女空手道選手権大会は、各都道府県連盟を代表して出場する大会です。学校単位ではありません。

また、全空連会員規程では所属する都道府県連盟を選択する際、在住在校を条件としていません。どこに住んでいても、どこの学校に通っていても、所属する都道府県連盟を選択するのは会員本人の意志となります。ただし規程では、複数の都道府県連盟に所属することを禁じております。

したがって、各都道府県連盟予選大会においては、参加選手が当該都道府県連盟に所属している選手か否かを確認する必要がありますが、その選手が在住しているか、在校しているかは参加条件となりません。

以上

在住する隣の県の道場に通り、道場の所在する県連盟に所属しているにもかかわらず、当該県の予選大会に出場できない事例が散見されることから、文書をもって事務連絡いたします。もちろん複数の都道府県連盟に所属することはできないので、複数の予選大会に出場することはできません。

本件についてのお問い合わせは、都道府県連盟事務局から全空連事務局長にメールでお願いいたします。お問い合わせのアドレス：[n-takahashi@jkf.jp](mailto:n-takahashi@jkf.jp)